

民法&宅建業法「手付」《入門レベル》Playlist <#940>

【Playlist】

宅建朝から1問 手付《入門レベル》まとめ ⇒

<https://www.youtube.com/playlist?list=PLsAzRBOETHkW2dyWaqpWWrUJdYiMzVMfI>

《#367》★売主⇒現実提供

《#289》★「相手方が契約の履行に着手した後」

《#318》+α 民法上の手付

《#514》★「相手方が契約の履行に着手した後」

《#574》★「相手方が契約の履行に着手した後」

《#618》★手付解除と損害賠償請求

《#714》★「相手方が契約の履行に着手した後」

《#881》★宅建業法 手付

《ポイント》 手付

買主が売主に手付を交付したときは、買主はその手付を放棄し、売主はその倍額を現実に提供して、契約の解除をすることができる。ただし、その相手方が契約の履行に着手した後は、この限りでない。

⇒ 自分が履行に着手していても、相手方が履行に着手するまでは、手付解除できる

【渋谷会】宅建講座をご利用ください

実戦で得点力を付ける ⇒ カキまくって覚える宅建直前講座(模試で点数を上げる講座)

夏から挽回 ⇒ 「夏からインプット【速攻】30」講座

解き方を知りたい ⇒ 「宅建過去問演習講座」アウトプット講座

夏から一気に合格ラインに ⇒ 「宅建夏から【速攻】合格セット」上記 2 講座のセット

<https://shibuyakai.com/>